

公 示 送 達 書

(吉岡町税条例第18条の規定による送達書)

次の書類は、通常の方法では送達不能ですので、吉岡町税務会計課税務室に保管してあります。書類の名あて人又はその関係者の申出があればいつでもお渡しします。

令和8年6月11日

吉岡町長 柴崎 徳一郎



送達すべき書類を特定するために必要な情報	送達を受けるべき者の氏名又は名称
地方税法第451条第2項に規定する書類	今野 サトル

注 この公示は、吉岡町税条例第18条の規定によるもので、この公示を始めた日から起算して7日を経過した日に上記の書類が送達されたものとみなされます。